

## さっぽろ障がい者プランの改定方針について

### 1 現プランの概要

#### 【構成】

#### ◎障がい者保健福祉計画【障害者基本法】

（計画期間：H24～H29年度）

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的施策を定めるもの。

#### ◎障がい福祉計画（第3期）【障害者総合支援法】

（計画期間：H24～H26年度）

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとに必要な量の見込みなどについて定めるもの。

#### 【障がい者保健福祉計画の部】

#### ◎基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

#### ◎計画目標

- (1) 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- (2) 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- (3) 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- (4) 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上

◎<sup>ぶんや</sup>分野 ⇒ 4 つの<sup>けいかくもくひょう</sup>計画目標を 8 つの<sup>ぶんや</sup>分野に分けて<sup>しさをてんかい</sup>施策展開

①<sup>りかいそくしん</sup>理解促進 ②<sup>せいかつしえん</sup>生活支援 ③<sup>ほけんいりょう</sup>保健医療

④<sup>せいかつかんきょう</sup>生活環境 ⑤<sup>きょういく</sup>教育・<sup>いくせい</sup>育成 ⑥<sup>こよう</sup>雇用・<sup>しゅうろう</sup>就労

⑦<sup>じょうほう</sup>情報・<sup>こみゆにけーしょん</sup>コミュニケーション ⑧<sup>すぽーつ</sup>スポーツ・<sup>ぶんか</sup>文化

## 【<sup>しょう</sup>障がい<sup>ふくしけいかく</sup>福祉<sup>ぶ</sup>計画の部】

<sup>しょうがいしゃそうごうしえんほう</sup>障害者総合支援法<sup>もと</sup>に基づく、<sup>しょうがいふくしサービス</sup>障害福祉サービス・<sup>ちいきせいかつしえん</sup>地域生活支援  
<sup>じぎょう</sup>事業の<sup>すうちもくひょう</sup>数値目標、<sup>サービス</sup>サービス<sup>みこみりょう</sup>見込量など

## 2 <sup>かいてい</sup>改定<sup>ほいんと</sup>のポイント

### (1) <sup>だい</sup>第 4 期<sup>きしやう</sup>障がい福祉<sup>ふくしけいかく</sup>計画の<sup>さくてい</sup>策定

<sup>へいせい</sup>平成 27 年 3 月<sup>ねん</sup>で<sup>だい</sup>第 3 期<sup>きしやう</sup>障がい福祉<sup>ふくしけいかく</sup>計画の<sup>けいかくきかん</sup>計画期間が<sup>しゅうりょう</sup>終了する  
ことに<sup>ともな</sup>に伴い、<sup>だい</sup>第 4 期<sup>きしやう</sup>障がい福祉<sup>ふくしけいかく</sup>計画の<sup>さくてい</sup>策定<sup>おこな</sup>を行う。

(<sup>けいかくきかん</sup>計画期間：<sup>へいせい</sup>平成 27 年 4 月～<sup>へいせい</sup>平成 30 年 3 月)

### (2) <sup>しょう</sup>障がい者<sup>しゃほけん</sup>保健福祉<sup>ふくしけいかく</sup>計画の一部<sup>いちぶ</sup>見直し

<sup>げんこう</sup>現行の<sup>しょう</sup>さっぽろ<sup>しょう</sup>障がい者<sup>しゃぶらん</sup>プラン<sup>さくていご</sup>策定後の<sup>どうこうとう</sup>動向等を<sup>ふ</sup>踏まえ、<sup>しょう</sup>障  
がい者<sup>しゃほけん</sup>保健福祉<sup>ふくしけいかく</sup>計画の一部<sup>いちぶ</sup>見直し<sup>じてんしゅうせい</sup>(時点修正)<sup>おこな</sup>を行う。

○<sup>くに</sup>国における<sup>だい</sup>第 3 次<sup>じしょうがいしゃ</sup>障害者<sup>きほんけいかく</sup>基本計画の<sup>さくてい</sup>策定<sup>へいせい</sup>(平成 25 年 9 月)

○<sup>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう</sup>障害者虐待防止法の<sup>しこう</sup>施行<sup>へいせい</sup>(平成 24 年 10 月)

○<sup>しょうがいしゃさべつかいしょうほう</sup>障害者差別解消法の<sup>せいりつ</sup>成立<sup>へいせい</sup>(平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行予定)

○<sup>しょうがいしゃそうごうしえんほう</sup>障害者総合支援法の<sup>しこう</sup>施行<sup>へいせい</sup>(平成 25 年 4 月、平成 26 年 4 月)

○その他、<sup>た</sup>現<sup>げんぶらん</sup>プラン<sup>さくていご</sup>策定後の<sup>あら</sup>新たな<sup>かだい</sup>課題や<sup>とく</sup>取り組み など

# さっぽろ障がい者プラン(障がい者保健福祉計画)の見直しイメージについて

障害者基本法においては、国の計画を基本として地方の計画を策定することとされていることから、本市における計画策定にあたっては、原則として施策分野を国の計画にあわせて設定してきた。今回の見直しにあっても、国の計画にあわせ、施策分野を再編する方向とする。

<p><b>【国】第2次障害者基本計画(H15.4～25.3)</b></p> <p>分野1 啓発・広報                  分野2 生活支援                  分野3 生活環境                  分野4 教育・育成                  分野5 雇用・就業                  分野6 保健・医療                  分野7 情報・コミュニケーション                  分野8 国際協力</p>	<p><b>【札幌市】障がい者保健福祉計画(H24.4～30.3)</b></p> <p>分野1 理解促進                  分野2 生活支援                  分野3 保健・医療                  分野4 生活環境                  分野5 教育・育成                  分野6 雇用・就労                  分野7 情報・コミュニケーション                  分野8 スポーツ・文化</p>
---	---

<p><b>【国】第3次障害者基本計画(H25.9～30.3)</b></p> <p>分野1 生活支援                  分野2 保健・医療                  分野3 教育、芸術文化活動・スポーツ等                  分野4 雇用・就業、経済的自立の支援                  分野5 生活環境                  分野6 情報アクセシビリティ                  分野7 安全・安心【新規】                  分野8 差別の解消及び権利擁護の推進【新規】                  分野9 行政サービス等における配慮【新規】                  分野10 国際協力</p> <p>※ 上記分野とは別に、「Ⅳ 推進体制」において、啓発・広報活動の推進等を記載</p>	<p><b>【札幌市】障がい者保健福祉計画 改定後の施策分野(案)</b></p> <p>(H27.4～30.3)</p> <p>分野1 理解促進                  分野2 生活支援                  分野3 保健・医療                  分野4 生活環境                  分野5 教育・育成                  分野6 雇用・就労                  分野7 情報アクセシビリティ                  分野8 スポーツ・文化                  分野9 安全・安心【新規】                  分野10 差別の解消及び権利擁護の推進【新規】</p>
--	---

◎ 修正(見直し)等が必要と考えられる主な内容 (⇒今後、庁内会議等を踏まえ精査)

さっぽろ障がい者プラン(現行)の体系	見直し後のイメージ
<p>分野1 理解促進</p>	<p>分野1 理解促進</p>
<p>◆基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進</li> <li>2 公共サービス従事者などに対する理解促進</li> <li>3 障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報</li> <li>4 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進</li> </ol>	<p>○基本施策3 ⇒分野10へ</p>
<p>分野2 生活支援</p>	<p>分野2 生活支援</p>
<p>◆基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備</li> <li>2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活の施行推進</li> <li>3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援</li> <li>4 地域福祉を担う人材育成・確保</li> </ol>	<p>○障害者総合支援法の施行に伴い、記載を修正</p> <p>○権利擁護に関する取組については、分野10へ</p>
<p>分野3 保健・医療</p>	<p>分野3 保健・医療</p>
<p>◆基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実</li> <li>2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実</li> <li>3 精神・保健医療の充実</li> </ol>	

さっぽろ障がい者プラン(現行)の体系	見直し後のイメージ
分野4 生活環境	分野4 生活環境
◆基本施策 1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進 2 雪対策、災害時等の安全対策の推進	○基本施策2 ⇒分野9へ
分野5 教育・育成	分野5 教育・育成
◆基本施策 1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実 2 早期療育の充実 3 学校教育の充実 4 卒業後の支援	○札幌市教育振興基本計画の策定に伴い、記載を修正
分野6 雇用・就労	分野6 雇用・就労
◆基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実 2 雇用の場の拡大(一般就労、福祉的就労) 3 福祉施設から一般就労への移行推進	○障害者優先調達推進法の施行に伴い、記載を修正
分野7 情報・コミュニケーション	分野7 情報アクセシビリティ
◆基本施策 1 情報バリアフリー化の推進 2 情報提供の充実 3 コミュニケーション支援体制の充実	

<p style="text-align: center;">さっぽろ障がい者プラン(現行)の体系</p>	<p style="text-align: center;">見直し後のイメージ</p>
<p>分野8 スポーツ・文化</p>	<p>分野8 スポーツ・文化</p>
<p>◆基本施策</p> <p>1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援</p>	
	<p>分野9 安全・安心【新規】</p>
	<p>○現計画の分野4の取組の一部を分野9として記載</p> <p>○災害対策基本法の改正、札幌市避難場所整備計画の策定等に伴い、記載を修正</p>
	<p>分野10 差別の解消及び権利擁護の推進【新規】</p>
	<p>○現計画の分野1、分野2の取組の一部を分野10として記載</p> <p>○障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立等に伴い、記載を修正</p>

さっぽろ障がい者プラン策定体制

しょう じしゃじつたいちようさ  
障がい児者実態調査 (H25.11)

しょう しゃだんたい いけんこうかんかい  
障がい者団体との意見交換会  
(H26.5~8)

しみんこんわかい  
市民懇話会 (H26.9)

ぱぶりっくこめんと  
パブリックコメント (H27.1)

しみん いけん  
市民の意見

さっぽろし ちようない さくていたいせい  
札幌市 ~庁内の策定体制~

ほけんふくししさくそうごうすいしんほんぶ  
保健福祉施策総合推進本部

しょう ほけんふくしぶかい  
障がい保健福祉部会

わーきんぐ  
グループ  
【課長会議】

しょう ほけん  
障がい保健  
福祉部会  
【部長会議】

すいしんほんぶ  
推進本部  
かいぎ  
会議  
【局長  
会議】

きかく  
企画  
ちようせい  
調整  
かいぎ  
会議

しちよう  
市長  
ふくしちよう  
副市長  
かいぎ  
会議

かんけいしや ゆうしきしや いけん  
関係者・有識者の意見

けいかくさくていかいぎ  
計画策定会議

しょう しゃしさくすいしんしんぎかい  
障がい者施策推進審議会

じりつしえんきようぎかい  
自立支援協議会

しょう しゃ  
障がい者による  
まちづくりサポーター

せいしんほけんふくししんぎかい  
精神保健福祉審議会

さっぽろ障がい者プラン改定に係るスケジュール(案)

時期	内容
平成26年 4月	○関係部局に重点取組の照会(障がい者保健福祉計画)
5月	○数値目標、見込量の算出作業開始(障がい福祉計画) ●第1回計画策定会議
5～8月	○障がい者団体との意見交換
6月	○重点取組のとりまとめ(障がい者保健福祉計画)
7月	●第2回計画策定会議
8月	○重点取組の修正(障がい者保健福祉計画)
9月	●市民との意見交換 ○数値目標、見込み量のとりまとめ(障がい福祉計画) ●第3回計画策定会議
10月	○プラン素案の作成 ●障がい者施策推進審議会 ●精神保健福祉審議会 ●自立支援協議会
11月	○プラン素案の確定
12月	●企画調整会議、市長副市長会議
平成27年 1月	○プラン確定・公表 ○パブリックコメント
3月	○プラン策定、公表

# 第3次障害者基本計画の特徴

## 障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

## 経緯等

### 【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)  
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)  
※平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け  
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

### 【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議  
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)  
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

## 概要(特徴)

### ① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し  
(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)  
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

### ② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

### ③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心  
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進  
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮  
選挙等及び司法手続等における配慮 等

### ④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

### ⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定

※それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

### ⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

# 第3次障害者基本計画の概要

## I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画  
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

## II 基本的な考え方

### 1. 基本理念

全ての国民が，障害の有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり，**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

### 2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

### 3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

## IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）  
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

## III 分野別施策の基本的方向

### 1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

### 2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

### 3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

### 4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

### 5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

### 6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

### 7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

### 8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

### 9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

### 10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

# 分野別施策の基本的方向

## 1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

## 2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

## 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

## 5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

## 6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

## 7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

## 8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

## 9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

## 10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野